

2006年11月1日 教育基本法・特別委員会傍聴記

質問者：保利委員（無所属・長らく与党検討会の座長を務めた人・郵政問題で自民党を離党）

民主（田島委員、福田（昭）委員、土肥委員、末松委員）

国民新（糸川委員）

社民（菅野委員）

共産（石井委員）

* 「⇒」以下は、私が感じたこと、考えたことです。

1 立法事実について～やはり政府は、「改正」の必要性を説明できない

(1) 「美しい国」の「美しい日本語」

保利委員（無所属）は、「すばらしい日本語を日本民族が忘れないように」するのが重要であり、『美しい国』を提唱する安倍総理にぜひ美しい日本語の必要性を伝えて欲しい」という。このような保利委員の発言に対し、政府は、「そのための伝統、文化の尊重である」と応えている。

⇒発言者と答弁者の価値観を述べているだけでは？

(2) IT化、規範意識の低下、時代の変化等々

⇒はっきりいって、抽象論である。

(3) 「改正」反対派は心配のし過ぎ？

・「改正」反対の声が高まっているのが気になっているのであろうか。保利委員は、わざわざ「これは戦争促進法ではないですよね」、「教育基本法が成立した暁には学習指導要領の愛国心の記述を直す必要はまったくありませんよ」という趣旨の発言をしている。

・ ややおもしろいのは、この後者のほうの質問（学習指導要領の愛国心の記述についての質問）に対し、銭谷政府参考人が「表現や重点の置き方にか、いろいろな工夫をいたしますので、一言一句直さないということでは

ない」という趣旨の答弁をしていることである。

⇒こういう答弁だと、かえって、「じゃあ、基本法が『改正』されたら、学習指導要領の愛国心についてより強い表現になる可能性が大きいよね」ということになって、より危険性があらわになるのではないだろうか。

(4) 教育基本法「改正」の世論が盛り上がっていないことについて

・田島委員（民主）からは、質問の中で、「小中学校の校長の85%が、アンケートに対し教育改革が速すぎて現場がついていけないと回答している」、「政府案に対しても66%が反対」等のアンケートが紹介された。

これに対して、伊吹文科大臣は、「自身の身の回りのことはどうしてもやはり変えたくないんですよ」等と答えている。

⇒現場軽視ではないか。

・福田（昭）委員（民主）からも、「文科省のアンケートの結果を見ると、平成15年度と16年度では、むしろ16年度のほうが反対が増えている」ことが指摘された。

⇒こういった質問に対し、政府・与党側はきちんとした反論が出来ない。

(5) 教育再生会議との関係について

・田島委員（民主）、石井委員（共産）から質問がなされたが、政府側からは「教育再生会議は官邸」というような形式的な答えしか返ってこない。

⇒教育再生会議で話し合われている「教育改革」等が、教育基本法「改正」の内容とどう関係するのかというのは、今後の教育のあり方を考えるうえで非常に重要な問題である。この重要な問題が不明のままになっている。

(6) タウンミーティングでのやらせ質問の問題

・石井委員（共産）が、八戸で行われた教育改革のタウンミーティングで、やらせ質問がなされていたことにつき、質問。

土肥政府参考人は、「参考資料を作成したのは内閣府」という答弁。

⇒政府側は申し開きできない。

2 未履修問題、いじめ問題などと教育基本法「改正」

(1) 政府案を推し進める立場から

・伊吹文科大臣は、菅野委員（社民）からの質問に対し、「卒業の認定権限を持っている人は誰なのかを考えると、おのずからその責任の所在は明らかになります」と答弁。つまり、校長の責任であるということ。

・また、同大臣は、保利委員（無所属）の質問に対し、未履修問題は、中等教育（今の中学・高校の教育）が「人格を淘汰して実社会で役立つ知識を教えるよりも、次のステップに進むための試験を通る教育になっているということのあらわれ」であり、高専も含めて「いろいろな学校の形態が組めるよう」にすることが解決であるかのような答弁をしている。

⇒職業教育を主体とする中等教育もあってよい、ということであるが、現実には起こっている未履修問題の解決とは関連が極めて薄いのではないか。

(2) 野党から

・田島委員（民主）等から、未履修問題に対する政府の対応についての質問が多々出た。

・菅野委員（社民）からは、質問の中で、「履修科目と入試の実態の乖離が問題ではないか」という趣旨の意見等が述べられた。

⇒菅野委員の意見のほうが、政府答弁より具体的であり、現場に寄り添っている。

・土肥委員（民主）からは、「現実の問題を基本法に持ち込んだとしても、『なぜ人を殺してはいけないの』という子どもの質問に答えられない。生命倫理とかで一応の答えはできるが、それでは解決にならない」という趣旨の意見が質問の中で述べられた。

⇒同委員の意見は、ポストモダン論から導き出されているもので、私にすべて理解できるものではなかったが、教育基本法「改正」を審議するにあたっては、もっと現実の教育の問題に目を向けていかなければ、という趣旨であれば、うなずける。

3 教育「格差」と教育基本法「改正」

- ・ 糸川委員（国民新）、菅野委員（社民）より、親の経済格差によっても学力の差が生じるという問題について、文科大臣の見解を問う質問あり。

伊吹文科大臣は、「OECD の調査等では日本は先進国の中では、比較的、親の所得による学力差が少ない」という趣旨の答弁をしている。

⇒本当か？

- ・ 石井委員（共産）より、質問の中で、東京都足立区で学力テストの上位校に人気が集まり学校間格差が生じていること、しかもその学力テストの結果によって学校の予算配分を決める予定であることの報告がなされた。

このような質問に対し、伊吹文科大臣答弁は、「文科省が来年実施する学力テストは学校に数値的な差をつけるためにやるためではありません」、「やはり、特に義務教育段階ではできるだけ競争原理が入らないほうがいい」という趣旨の答弁をしている。

⇒最後の石井委員の質問で、教育基本法「改正」の問題点が一層鮮明になったと感じた。

（文責 弁護士 村田智子）